

静岡県立農林環境専門職大学等リポジトリ運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下これらを「専門職大学」という。）の機関リポジトリ「静岡県立農林環境専門職大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）」の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「リポジトリ」とは、専門職大学において作成された電子的形態の学術研究成果を、収集、蓄積、保存し、インターネットを通じて学内外に無償で公開することにより、専門職大学の発展に資するとともに、社会に貢献するためのシステムをいう。

(管理運営)

第3条 リポジトリの管理運営は、静岡県立農林環境専門職大学図書館（以下「図書館」という。）が行う。

2 リポジトリの管理運営に関して必要な事項は、図書・情報ネットワーク委員会（以下「委員会」という。）で審議する。

(登録者)

第4条 リポジトリに学術研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 専門職大学に在籍する、又は在籍したことのある教職員及び学生
- (2) その他、図書館長が特に認めた者

(登録対象)

第5条 リポジトリに登録する学術研究成果の範囲は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 専門職大学の教育研究に関する成果で、登録者が専門職大学在籍中に作成した、又は作成に関与したもの
- (2) 電子的形態で作成され、ネットワークを通じて配信できること。
- (3) 知的財産権に係る法令及び専門職大学の規程等を遵守していること。
- (4) その他、公開することに問題が生じないものであること。

(登録手続)

第6条 リポジトリへの学術研究成果の登録を許諾する登録者は、委員会が別に定める登録許諾書及び学術研究成果を図書館長に提出するものとする。

(著作権)

第7条 登録者以外に著作権者がいる学術研究成果の登録を許諾する場合、登録者はあらかじめ全ての著作権者に登録に関する許諾を得ておかななければならない。

2 学術研究成果がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。

(学術研究成果の削除)

第8条 図書館は、次の各号のいずれかに該当する場合、リポジトリに登録された学術研究成果を削除することができる。

- (1) 登録を許諾した者から理由を付して削除の申請があり、委員会が認めた場合。
- (2) その他、委員会が削除を決定した場合。

(登録者の責任)

第9条 リポジトリに登録された学術研究成果の内容に関する責任は、登録を許諾した者が負うものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年11月16日から施行する。